

# 第 1 章 總 則



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的・構成

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び流山市防災会議条例（昭和37年流山市条例第18号）第2条の規定に基づき「流山市地域防災計画」の「風水害等対策編」として流山市防災会議が策定するものである。

この計画では、過去の水害記録等から被害の規模を想定したうえで、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、流山市内での風水害等の災害に係る予防、応急対策及び復旧に関し、必要な体制を確立するとともに、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な風水害等の対策を整備推進し、市民の生命・身体・財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

### 2 計画の構成

流山市地域防災計画は、「地震災害対策編」、「風水害等対策編」、「大規模事故災害対策編」、「複合災害対策編」の4編で構成し、本編はこのうちの「風水害等対策編」である。

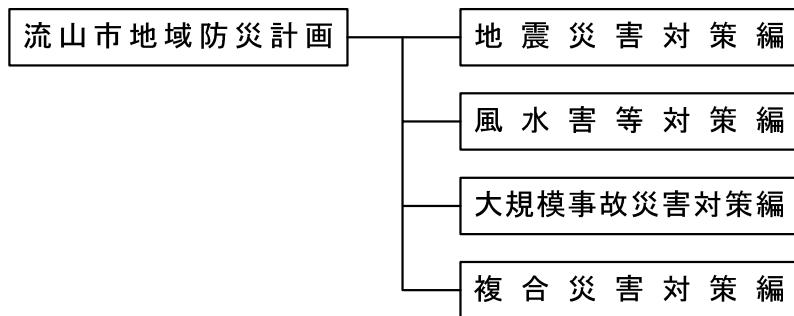


図1-1-1 計画の構成

「風水害等対策編」は、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」及び「災害復旧計画」の4章で構成する。

## 風水害等対策編

また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき風水害等対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。

さらに、住民及び民間事業者の基本的な役割にも言及し、風水害等の災害に対する備えを促進するものとする。

本計画の構成と主な内容を表 1-1-1 に示す。

表 1-1-1 計画の構成及び主な内容

構 成	主 な 内 容
1 章 総 則	風水害等の対策の基本方針、市及び防災関係機関等が風水害等の災害に対して処理すべき業務の大綱並びに風水害記録等
2 章 災害予防計画	風水害等の災害による被害を最小限に止めるために、市及び防災関係機関等が行う災害予防事業並びに住民、事業者等が日頃から行うべき措置等
3 章 災害応急対策計画	風水害等の災害発生から応急対策の終了に到るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等
4 章 災害復旧計画	被災者の生活支援や自立復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等

## 第2節 計画の基本方針

本計画の策定に当たり、施策の展開の基本方針を災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策のそれぞれについて掲げる。

### 第1 計画の方針

江戸川の堤防が決壊した場合等は甚大な被害が予想されるため、市としては、努めて市の有する能力をもって対処し、足らざる能力について、国及び県等の支援を受けることを基本とする。

風水害等はある程度事前に予想することが可能なため、災害発生前から、あらかじめ活動体制の確立や避難等に当たり、発災直後から、市の全力をもって人命救助や応急活動に当たるとともに国及び県、並びに、他の市等に対して、全面的な支援を要請する。

#### 1 災害予防対策

ア 市民への地震災害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化に努め、地域防災力の向上を図る。

イ 市職員の防災資質の向上に努める。

ウ 実践的な防災訓練を実施する。

エ 自助・共助・公助それが災害対応力を高め、連携した減災・防災への取り組みを図る。

オ 減災や多重防御の視点に重きを置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災対策を推進する。

カ 災害に強い地域づくりを進めるため、土地利用と建築物、構造物の整備を進める。

キ 応援協力体制を整備、推進する。

ク 防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄、消防水利の推進及び消防力の強化を進める。

ケ 情報収集・伝達体制の整備と情報通信施設の整備・強化を進める。

コ 食糧備蓄を推進する。

サ 避難誘導体制の確立と安全な避難環境の創出に努める。

シ 高齢者、障害者等の災害時要援護者や女性に配慮した防災対策の推進に努める。

ス ボランティアの活動環境の整備を進める。

セ 地域・事業所等における防災体制の強化を進める。

ソ 危険物等管理の強化を進める。

タ 今後の災害対策に役立つ各種調査研究を進める。

## 2 災害応急対策

- ア 市及び防災関係機関における初動体制の充実・強化を図る。
- イ 気象予警報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。
- ウ 広報・広聴活動の充実・強化を図る。
- エ 被害情報の一元管理・共有体制の強化を図る。
- オ 被災者の安全な避難誘導と避難所の整備に努めるほか、水や食糧等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実を図る。
- カ 災害時要援護者の安全確保を図る。
- キ 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施する。
- ク 消防、水防、警備、緊急輸送、交通規制など応急活動の充実を図る。
- ケ 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- コ 応急教育の確保を図る。
- サ 防疫及び保健衛生に関する措置を徹底する。
- シ 災害廃棄物の処理及び住宅の応急復旧の迅速な実施を図る。
- ス 住宅の危険度判定を迅速に行い、二次災害を防ぐ。

## 3 災害復旧対策

- ア 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、市民生活の安定を図る。
- イ 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

## 第2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、他地域の災害事例及び災害の防止に関する科学的研究の成果、市域において発生した災害の状況並びにこれらに対してとられた災害応急対策の効果を考え合わせて毎年検討を加え、必要があると認めるときは流山市防災会議において修正する。したがって、各防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、毎年3月末日（緊急を要するものは、その都度流山市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を流山市防災会議事務局（市民生活部防災危機管理課）へ提出するものとする。

なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日流山市防災会議に報告して承認を得るものとする。

また、この計画を修正した場合は、後日県へ報告する。

### 第3 他の計画との関係

この計画は、「千葉県地域防災計画」及び「流山市総合計画」の諸施策と整合性を図り策定する。したがって、それらの計画に抵触する場合には、流山市防災会議において調整を図るものとする。

#### 1 千葉県地域防災計画との関係

流山市地域防災計画は、本市における過去の風水害記録を踏まえ、本市の特性に合った修正（追加を含む。）を加えるとともに、千葉県地域防災計画と共通する部分については、県の地域防災計画を準用する。

#### 2 流山市総合計画との関係

流山市総合計画では、行政区域全体の行政施策について総合的に計画されており、地域防災に関する各種諸施策については、『生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）』として位置付けている。

流山市地域防災計画は、流山市総合計画の分野別計画に位置付けられるものであることから、基本構想及び基本計画を具体化した実施計画（3か年計画）においても、地域防災計画上の諸施策が組み込まれるべきものである。

#### 3 流山市消防計画との関係

消防計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、災害から市民の生命・身体・財産を守り、被害を軽減することを目的とした消防機関だけの計画であり、防災に関する総合的な計画である地域防災計画と重複する部分がある。このため、地域防災計画が防災に関する総合的な計画であるのに対し、消防計画はその範囲が消防機関に限定された計画であることから、大規模な災害発生の際にはその対策は地域防災計画に統合・包括されるものとなる。

#### 4 流山市水防計画との関係

水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水等による水災から市民の生命・身体・財産を守り、被害を軽減することを目的とした計画であり、地域防災計画と重複する部分がある。しかし、地域防災計画が防災に関する総合的な計画であるのに対し、水防計画はその範囲が水害対策に限定された計画であることから、大規模な災害発生の際にはその対策は地域防災計画に統合・包括されるものとなる。

## 5 流山市事業継続計画（BCP）の策定

災害発生時における災害応急対策及び優先度の高い通常業務を実施するため、職員及び施設等の被災を至当に見積もり、職員の配置、国等に対する職員の派遣要請、臨時雇用、代替施設の確保等を定める事業継続計画（BCP）を作成する。

## 6 市役所の各組織、施設等毎の計画等の作成

流山市職員防災行動マニュアル（平成15年）を修正する。

また、各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、本計画に基づき、各組織、施設等毎の災害対応を具体化した計画を作成するとともに、特に初動時を重視して、各職員等の行動等を定めた「地震災害時職員（初動）行動マニュアル」を作成し、全職員に徹底するものとする。

これらの計画及びマニュアルは、本計画及び流山市事業継続計画（BCP）の修正時のほか、各種訓練、検討の成果を踏まえ、その都度修正するものとする。

## 第4 計画の周知

市及び防災関係機関は、常に防災に関する調査、研究、教育及び訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、その他関係公共機関、住民及び事業所等に対する計画内容の周知徹底に努めるものとする。

## 第3節 流山市防災会議

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、本市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、**流山市防災会議**を置く。

### 第1 流山市防災会議の職務

防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- イ 流山市水防計画を調査審議すること。
- ウ 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- エ 前項に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### 第2 流山市防災会議の組織

市長が、防災関係機関又は職員のうちから任命した委員をもって構成し、防災会議の会長は市長が務める。

防災会議の組織は、表1-3-1のとおりである。

表1-3-1 流山市防災会議の組織

会長	委員
市長	<ul style="list-style-type: none"><li>ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2人</li><li>イ 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4人以内</li><li>ウ 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人</li><li>エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10人以内</li><li>オ 教育長</li><li>カ 消防長及び消防団長</li><li>キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 5人以内</li><li>ク その他市長が必要と認め任命する者 6人以内</li></ul>

《資料8 流山市防災会議委員名簿》

## 第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

風水害等の災害予防、応急対策、復旧に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

### 第1 市

表 1-4-1 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<p>ア 流山市防災会議及び市災害対策本部に関すること。</p> <p>イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。</p> <p>ウ 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集に関すること。</p> <p>エ 災害の防除と拡大の防止に関すること。</p> <p>オ 救助、防疫等り災者の保護及び保健衛生に関すること。</p> <p>カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。</p> <p>キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること。</p> <p>ク 被災市営施設の応急対策に関すること。</p> <p>ケ 災害時における文教対策に関すること。</p> <p>コ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。</p> <p>サ 災害時における交通、輸送の確保に関すること。</p> <p>シ 被災施設の復旧に関すること。</p> <p>ス 被災者の生活再建支援に関すること。</p> <p>セ 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。</p>

## 第2 県

表1-4-2(1) 県の事務又は業務の大綱

機 関 の 名 称	事 業 又 は 業 務 の 大 綱
県	<p>ア 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。</p> <p>イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。</p> <p>ウ 災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。</p> <p>エ 災害の防除と拡大の防止に関すること。</p> <p>オ 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。</p> <p>カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。</p> <p>キ 被災産業に対する融資などの対策に関すること。</p> <p>ク 被災県営施設の応急対策に関すること。</p> <p>ケ 災害時における文教対策に関すること。</p> <p>コ 災害時における社会秩序の維持に関すること。</p> <p>サ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。</p> <p>シ 災害時における交通、輸送の確保に関すること。</p> <p>ス 被災施設の復旧に関すること。</p> <p>セ 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関するこ</p> <p>ト。</p> <p>ソ 災害対策に関する自衛隊の派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関するこ</p> <p>タ。</p> <p>チ 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関するこ</p> <p>ト。</p> <p>ツ 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関するこ</p> <p>と。</p>
東葛飾地域振興事務所	<p>〈千葉県松戸市小根本7 (TEL) 047-361-2111〉</p> <p>ア 流山市が処理する事務、事業の指導及びあっせん等に関するこ</p> <p>ト。</p> <p>イ 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関するこ</p> <p>ト。</p> <p>ウ 災害救助に係る連絡・調整に関するこ</p> <p>ト。</p> <p>エ その他災害の防除と拡大の防止に関するこ</p> <p>と。</p>
東葛飾土木事務所	<p>〈千葉県松戸市竹ヶ花24 (TEL) 047-364-5136〉</p> <p>ア 県管理に係る河川、道路及び橋りょうの保全に関するこ</p> <p>ト。</p> <p>イ 水防に関するこ</p> <p>と。</p>
松戸健康福祉センター(松戸保健所)	<p>〈千葉県松戸市小根本7 (TEL) 047-361-2121〉</p> <p>ア 医療救護活動のうち、情報の収集・提供に関するこ</p> <p>ト。</p> <p>医療施設の被害状況、診療施設の確保状況、避難所、救護所の設置状況、医薬品等医療資器材の需給状況、医療施設、救護所等への交通状況</p> <p>イ 市と共同での防疫活動その他の保健衛生に関するこ</p> <p>と。</p>
流山警察署	<p>〈流山市三輪野山744-4 (TEL) 04-7159-0110〉</p> <p>ア 災害情報に関するこ</p> <p>と。</p> <p>イ 被災者の救出及び避難に関するこ</p> <p>と。</p> <p>ウ 行方不明者等の捜索並びに検視に関するこ</p> <p>と。</p> <p>エ 交通規則に関するこ</p> <p>と。</p> <p>オ 交通信号施設等の保全に関するこ</p> <p>と。</p> <p>カ 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関するこ</p> <p>と。</p>

表 1-4-2(2) 県の事務又は業務の大綱

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	東葛飾農林振興センター	<p>〈千葉県柏市高田 990-1 (TEL) 04-7143-4121〉</p> <p>ア 農地並びに農業施設の整備及び保全に関すること。</p> <p>イ 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。</p>

### 第3 指定地方行政機関

表 1-4-3(1) 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(1/4)

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 管 区 警 察 局		<p>〈埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 (TEL) 048-600-6000〉</p> <p>ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。</p> <p>イ 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。</p> <p>ウ 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。</p> <p>エ 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。</p>
関 東 財 務 局 千 葉 財 務 事 務 所		<p>〈千葉市中央区椿森 5-6-1 (TEL) 043-251-7211〉</p> <p>ア 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること。</p> <p>イ 融資関係 (ア)災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること。 (イ)災害復旧事業費の融資(長期)に関すること。 ウ 国有財産関係 (ア)地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。 (イ)地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。 (ウ)地方公共団体が水防、消防及びその他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること。 (エ)災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること。 (オ)県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること。 (カ)県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること。 エ 民間金融機関等に対する指示、要請関係 (ア)災害関係の融資に関すること。 (イ)預貯金の払戻し及び中途解約に関すること。 (ウ)手形交換、休日営業等に関すること。 (エ)保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること。 (オ)営業停止等における対応に関すること。</p>

表1-4-3(2) 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(2/4)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 信 越 厚 生 局	<p>く 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 (TEL) 048-740-0711 &gt;</p> <p>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。</p> <p>イ 関係職員の派遣に関すること。</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
関 東 農 政 局	<p>く 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (TEL) 048-600-0600 &gt;</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア)ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。</p> <p>(イ)農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。</p> <p>イ 応急対策</p> <p>(ア)農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。</p> <p>(イ)災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。</p> <p>(ウ)災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。</p> <p>(エ)災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。</p> <p>(オ)土地改良機械及び技術者などを把握し、緊急貸出及び動員に関すること。</p> <p>ウ 復旧対策</p> <p>(ア)災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地及び農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。</p> <p>(イ)災害による被害農林漁業等に対する資金の融通に関すること。</p> <p>エ その他</p> <p>農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。</p>
農林水産省生産局	<p>く 千代田区霞が関1-2-1 (TEL) 03-6744-1354 &gt;</p> <p>ア 災害時の政府所有米穀の供給に関すること。</p>
関 東 森 林 管 理 局 千葉森林管理事務所	<p>く 千葉市稲毛区稲毛1-7-20 (TEL) 043-242-4656 &gt;</p> <p>ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。</p> <p>イ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。</p>
関 東 経 済 产 業 局	<p>く 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 (TEL) 048-600-0213 &gt;</p> <p>ア 生活必需品、復旧資材などの防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関すること。</p>
関 東 東 東 北 产 業 保 安 监 督 部	<p>く 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 (TEL) 048-600-0433 &gt;</p> <p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。</p> <p>イ 鉱山に関する災害の防止及び、災害時の応急対策に関すること。</p>

表 1-4-3(3) 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(3/4)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 運 輸 局	<p>〈千葉市美浜区新港198 (TEL) 043-242-7335〉</p> <p>ア 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。</p> <p>イ 災害時における被害者、災害必要物資などの輸送調整に関すること。</p> <p>ウ 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。</p> <p>エ 災害時における応急海上運送に関すること。</p> <p>オ 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること。</p>
関 東 地 方 整 備 局	<p>〈埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (TEL) 048-601-3151〉</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア)防災上必要な教育及び訓練等に関すること。</p> <p>(イ)通信施設等の整備に関すること。</p> <p>(ウ)公共施設等の整備に関すること。</p> <p>(エ)災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。</p> <p>(オ)官庁施設の災害予防措置に関すること。</p> <p>(カ)豪雪害の予防に関すること。</p> <p>イ 災害応急対策</p> <p>(ア)災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること。</p> <p>(イ)水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。</p> <p>(ウ)建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。</p> <p>(エ)災害時における復旧資材の確保に関すること。</p> <p>(オ)災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。</p> <p>(カ)災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。</p> <p>(キ)海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。</p> <p>(ク)災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。</p> <p>ウ 災害復旧</p> <p>　　災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。</p>
江戸川河川事務所	<p>〈千葉県野田市宮崎134 (TEL) 04-7125-7311〉</p> <p>ア 河川に関する施設の保全に関すること。</p> <p>イ 災害危険区域の選定及び指導に関すること。</p> <p>ウ 災害に関する情報の伝達に関すること。</p> <p>エ 災害復旧工事の施工に関すること。</p>
東 京 航 空 局 成 田 空 港 事 務 所	<p>〈千葉県成田市古込字込前133 (TEL) 0476-32-6547〉</p> <p>ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
東 京 管 区 気 象 台 (銚子地方気象台)	<p>〈千葉県銚子市川口町2-6431 (TEL) 0479-23-7705〉</p> <p>ア 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関すること。</p> <p>ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。</p>

表1-4-3(4) 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(4/4)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 総 合 通 信 局	<p>く 東京都千代田区九段南 1-2-1 (TEL) 03-6238-1600 く</p> <p>ア 電波及び有線電気通信の監理に関すること。</p> <p>イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること。</p> <p>ウ 災害時における非常通信の確保に関すること。</p> <p>エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。</p> <p>オ 非常通信協議会の育成及び指導に関すること。</p>
千 葉 労 働 局	<p>く 千葉市中央区中央 4-11-1 (TEL) 043-221-4311 く</p> <p>ア 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。</p> <p>イ 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。</p>

## 第4 自衛隊

表1-4-4 自衛隊の事務又は業務の大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊松戸駐屯地	<p>く 千葉県松戸市五香六実 17 (TEL) 047-387-2171 く</p> <p>ア 災害派遣の準備</p> <p>(ア)防災関係資料の基礎調査に関すること。</p> <p>(イ)自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。</p> <p>(ウ)防災資材の整備及び点検に関すること。</p> <p>(エ)千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する各種訓練の実施に関すること。</p> <p>イ 災害派遣の実施</p> <p>(ア)人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。</p> <p>(イ)災害派遣時の救援活動のため、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること。</p>

## 第5 指定公共機関

表 1-4-5(1) 指定公共機関の事務又は業務の大綱(1/2)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本電信電話（株） (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ	<p>東日本電信電話（株） 千葉支店          &lt;千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンビル (TEL) 043-274-4034&gt;          (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店          &lt;千葉市中央区千葉港7-5 (TEL) 0120-800-000&gt;</p> <p>ア 電気通信施設の整備に関すること。          イ 災害時における緊急通話の取扱いに関すること。          ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>
日本赤十字社	<p>千葉県支部&lt;千葉市中央区千葉港5-7 (TEL) 043-241-7531&gt;</p> <p>ア 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。          イ 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。          ウ 義援金品の募集及び配分に関すること。</p>
日本放送協会	<p>千葉放送局&lt;千葉市中央区中央4-14-14 (TEL) 043-227-7311&gt;</p> <p>ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。          イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。          ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること。          エ 被害者の受信対策に関すること。</p>
東日本高速道路（株）	<p>谷和原管理事務所&lt;茨城県つくばみらい市筒戸1606 (TEL) 0297-52-2820&gt;</p> <p>ア 有料道路の保全に関すること。          イ 有料道路の応急復旧工事の施工に関すること。          ウ 災害時における緊急通行路の確保に関すること。</p>
首都高速道路（株）	<p>&lt;東京都千代田区霞が関1-4-1 (TEL) 03-3539-9499&gt;</p> <p>ア 首都高速道路の保全に関すること。          イ 首都高速道路の災害復旧に関すること。          ウ 災害時における緊急交通路の確保に関すること。</p>
独立行政法人水資源機構	<p>千葉用水総合管理所&lt;千葉県八千代市村上3139 (TEL) 047-483-0722&gt;</p> <p>ア 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は、改築及び維持管理に関すること。          イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>
成田国際空港（株）	<p>&lt;千葉県成田市古込字古込1-1 (TEL) 0476-34-5400&gt;</p> <p>ア 災害時における空港の運用に関すること。          イ 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること。          ウ 滞留者対策に関すること。</p>
東日本旅客鉄道（株）	<p>南流山駅&lt;流山市南流山1-25 (TEL) 04-7158-7231&gt;</p> <p>ア 鉄道施設の保全に関すること。          イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。          ウ 滞留者対策に関すること。</p>
東京ガス（株）	<p>千葉支店&lt;千葉市美浜区幸町1-6-8 (TEL) 043-246-7705&gt;</p> <p>ア ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。          イ ガスの供給に関すること。</p>
日本通運（株）	<p>千葉支店&lt;千葉市中央区今井1-14-22 (TEL) 043-226-7600&gt;</p> <p>ア 災害時における貨物（トラック）自動車による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>

表1-4-5(2) 指定公共機関の事務又は業務の大綱(2/2)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東京電力(株)	東葛支社 <千葉県柏市新柏1-13-2 (TEL) 04-7164-3311> 野田営業センター <千葉県野田市宮崎81-1 (TEL) 04-7125-2121> ア 災害時における電力供給に関すること。 イ 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
K D D I (株)	<東京都新宿区西新宿2-3-2 (TEL) 03-3347-5299> ア 電気通信施設の整備に関すること。 イ 災害時における通信サービスの提供に関すること。 ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
郵便事業(株)	流山支店 <流山市西初石4-1423-1 (TEL) 04-7154-2690> ア 郵便事業に係る業務運行管理、指導及びこれらの施設等の保全に 関すること。 イ 災害時における郵便事業に係る業務運行の確保に関すること。 ウ 災害時における郵便事業応急対策に関すること。
郵便局(株)	流山郵便局 <流山市西初石4-1423-1 (TEL) 04-7155-7112> ア 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

## 第6 指定地方公共機関

表1-4-6(1) 指定地方公共機関の事務又は業務の大綱

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(社) 千葉県医師会	<千葉市中央区千葉港7-1 (TEL) 043-242-4271> ア 医療及び助産活動に関すること。 イ 医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。
(社) 千葉県歯科医師会	<千葉県千葉市美浜区新港32-17 (TEL) 043-241-6471> ア 歯科医療活動に関すること。 イ 歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。
(社) 千葉県薬剤師会	<千葉県千葉市中央区千葉港7-1 (TEL) 043-242-3801> ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。
京和ガス(株) 京葉瓦斯(株)	京和ガス(株) <流山市江戸川台東1-254 (TEL) 04-7155-1500> 京葉瓦斯(株)供給保安部保安指令センター <千葉県市川市市川南2-8-8 (TEL) 047-325-1049> ア ガス施設の防災体制及び災害時における供給対策に関すること。

表 1-4-6(2) 指定地方公共機関の事務又は業務の大綱(2/2)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東 武 鉄 道 ( 株 ) 流 鉄 ( 株 ) 首都圏新都市鉄道(株)	<p>東武鉄道(株)運河駅 &lt;流山市東深井 405 (TEL) 04-7152-4050 &gt;  江戸川台駅&lt;流山市江戸川台東 1-3 (TEL) 04-7152-9310 &gt;  初石駅 &lt;流山市西初石 3-100 (TEL) 04-7154-2818 &gt;  流山おおたかの森駅&lt;流山市西初石 6-181-3 (TEL) 04-7153-2277 &gt;</p> <p>流鉄(株) 鉄道部 &lt;流山市流山 1-264 (TEL) 04-7158-0117 &gt;  流山駅 &lt;流山市流山 1-264 (TEL) 04-7158-1010 &gt;  平和台駅 &lt;流山市流山 4-483 &gt;  鰯ヶ崎駅 &lt;流山市大字鰯ヶ崎 1438-3 &gt;</p> <p>首都圏新都市鉄道(株) &lt;コールセンター 0570-000-298 &gt;  流山おおたかの森駅&lt;流山市西初石 6-182-3 (TEL) 04-7156-1211 &gt;  流山セントラルパーク駅&lt;流山市前平井 119 (TEL) 04-7150-5211 &gt;  南流山駅 &lt;流山市南流山 2-1 (TEL) 04-7158-4311 &gt;</p> <p>ア 鉄道施設の整備、保全に関すること。  イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	<p>千葉テレビ放送(株) &lt;千葉市中央区都町 1-1-25 (TEL) 043-231-3111 &gt;  (株)ニッポン放送&lt;東京都千代田区有楽町 1-9-3 (TEL) 03-3287-7622 &gt;  (株)ベイエフエム &lt;千葉市美浜区中瀬 2-6-1WBG マリブウエスト (TEL) 043-351-7878 &gt;</p> <p>ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。  イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。  ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること。</p>
社 団 法 人 千 葉 県 ト ラ ッ ク 協 会 社団法人千葉県バス協会	<p>(社)千葉県トラック協会&lt;千葉市美浜区新港 212-10 (TEL) 043-247-1131 &gt;  (社)千葉県バス協会&lt;千葉市美浜区新港 212-2 (TEL) 043-246-8151 &gt;</p> <p>ア 災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス) による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>
千 葉 県 道 路 公 社	<p>&lt;千葉市中央区中央2-5-1千葉中央ツインビル2号館7階 (TEL) 043-227-9331 &gt;</p> <p>ア 所管道路の保全に関すること。  イ 所管道路の災害復旧に関すること。  ウ 災害時における緊急交通路の確保に関すること。</p>

## 第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者

表1-4-7(1) 公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者の事務又は業務の大綱(1/2)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
とうかつ中央農業協同組合	<p>本店&lt; 松戸市上本郷 2243-1 (TEL) 047-361-2201 &gt;  八木支店&lt; 流山市野々下 1-307 (TEL) 04-7158-2211 &gt;</p> <p>ア 市が行う農作物被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。  イ 被災組合員に関する融資及びあっせんに関すること。  ウ 災害時における食糧及び物資の供給に関すること。</p>
土地改良区 (流山市新川、流山市、 流山市芝崎、坂川、 流山東部、富士川)	<p>流山市新川土地改良区  流山市土地改良区  流山市芝崎土地改良区  流山東部土地改良区  富士川土地改良区  &lt; 流山市中野久木 439 (TEL) 04-7152-6415 &gt;  坂川土地改良区  &lt; 千葉県松戸市栄町西 4-1150 (TEL) 047-363-1296 &gt;</p> <p>ア 土地改良区の水路及び排水施設の整備及び保全に関すること。  イ 被災地の災害復旧及び連絡調整に関すること。</p>
(社) 流山市医師会	<p>&lt; 流山市西初石 4-1433-1 (TEL) 04-7155-2324 (保健センター内) &gt;</p> <p>ア 医療及び助産活動に関すること。  イ 医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。</p>
(社) 流山市歯科医師会	<p>&lt; 流山市西初石 4-1433-1 (TEL) 04-7155-3355 (保健センター内) &gt;</p> <p>ア 歯科医療活動に関すること。  イ 歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。</p>
流山市薬剤師会	<p>&lt; 流山市西初石 4-1433-1 (TEL) 04-7155-6871 (保健センター内) &gt;</p> <p>ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。  イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。  ウ 薬剤師会との連絡調整に関すること。</p>
流山市地区赤十字奉仕団	<p>&lt; 流山市平和台 1-1-1 (TEL) 04-7158-1111(社会福祉課内) &gt;</p> <p>ア 災害救護活動に関すること。  イ 災害時における炊き出しに関すること。</p>
流山商工会議所	<p>&lt; 流山市流山 2-312 (TEL) 04-7158-6111 &gt;</p> <p>ア 災害時における物価安定についての協力に関すること。  イ 救助物資、復旧資材の確保及びあっせんについての協力に関すること。</p>
北千葉広域水道企業団	<p>&lt; 千葉県松戸市七右衛門新田 540-5 (TEL) 047-345-3211 &gt;</p> <p>ア 用水施設の保全・復旧に関すること。  イ 緊急時の用水に関すること。</p>

表 1-4-7(2) 公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者の事務又は業務の大綱(2/2)

機 間 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社会福祉法人 流山市社会福祉協議会	<p>く 流山市平和台 2-1-2 (TEL) 04-7159-4735 &gt;</p> <p>ア 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること。</p> <p>イ ボランティアに関すること。</p> <p>ウ その他災害応急対策についての協力に関すること。</p>
(株) J C N コアラ葛飾	<p>く 千葉県松戸市新松戸 3-55 (TEL) 047-309-6611 &gt;</p> <p>ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。</p> <p>イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。</p> <p>ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること。</p>
各自治会（自主防災組織、婦人会、青年会等）	<p>ア 避難者の誘導、救出・救護の協力に関すること。</p> <p>イ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること。</p> <p>ウ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。</p> <p>エ 自主防災活動の実施に関すること。</p>

## 第 8 市民及び事業所等

表 1-4-8 市民及び事業所等の事務又は業務の大綱

機 間 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市民	<p>自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、気象警報・注意報発令時のとるべき行動の確認や住宅の構造強化等のほか、3日分の食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策などの手段を講じるとともに、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努める。</p> <p>また、市及び県が実施する災害対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与する。</p>
事業所	<p>事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与する。</p> <p>また、集客施設を保有する事業所にあっては、来客者の安全確保や食糧・飲料水（ペットボトルを含む）等の備蓄に努める。</p> <p>更に、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。</p>
ボランティア団体	普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。

## 第5節 流山市（千葉県）の自然と災害

### 第1 地勢

#### 1 位置

流山市は、千葉県の北西部、都心から25km圏内にあり、東経 $139^{\circ} 52' \sim 57'$ 、北緯 $35^{\circ} 49' \sim 55'$ （日本測地系）の間に位置する自然と歴史豊かな住宅都市である。

東は柏市、西は江戸川を隔てて埼玉県三郷市と吉川市、南は松戸市、北は野田市に接しており、市の区域は東西7.96km、南北10.36km、周囲約41kmで、面積は35.28km<sup>2</sup>である。

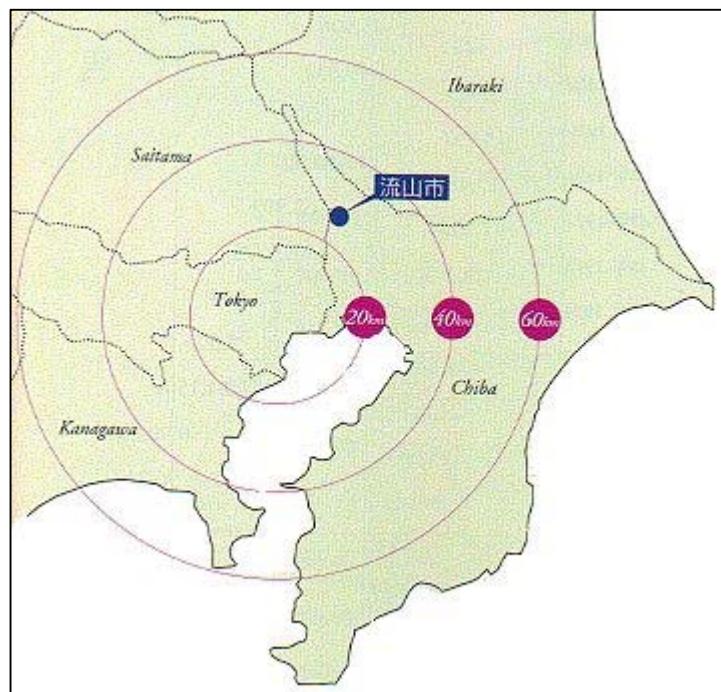


図1-5-1 千葉県内の流山市位置図

#### 2 地形

本市は、千葉県の北西部に位置する。大部分は洪積台地の「下総台地」で占められるが、市西部の江戸川沿いでは低地がみられる。地形はほぼ平坦で、標高は東部から西部にかけて次第に低くなっており、台地で標高15~20m、低地で標高5~6mである。

本市の地形区分を図に示す。台地面は江戸川台などの住宅地が造成されている。本市と松戸市の境界部では坂川により樹枝状に侵食谷が発達している。一方、本市から野田市にかけて分布する台地斜面は、比高約10mの平滑な崖がゆるい弧を描いて連続する。

市北部の低地では、自然堤防と氾濫原がみられ、耕作地に利用されている。一方、南部では大規模な土地区画整理事業により、広域にわたって地形改変が行われ、都市化が進行している。

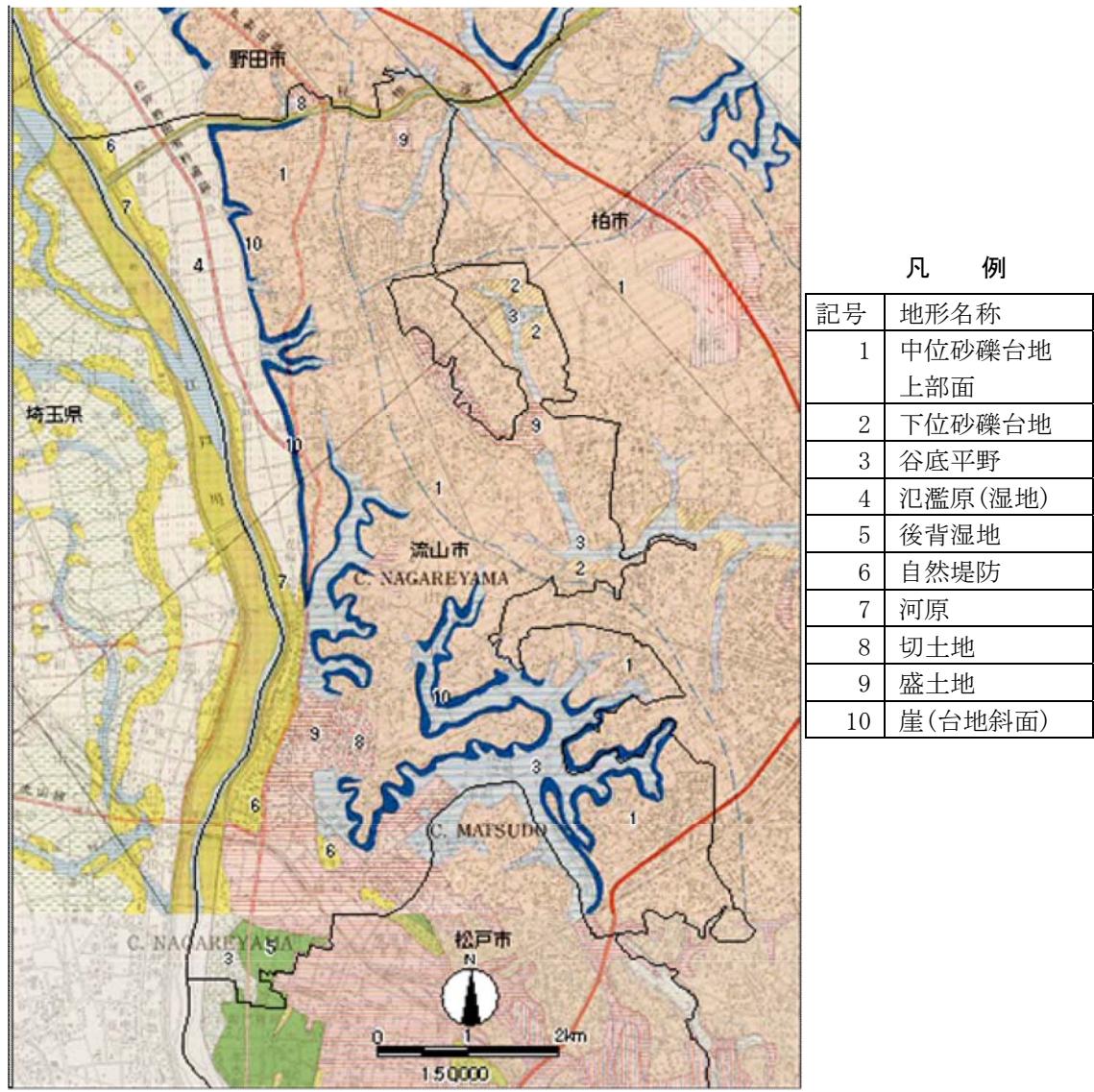


図 1-5-2 地形分類図

(土地分類基本調査「野田」(昭和 53 年調査)、  
「東京東北部・東京東南部」(昭和 58 年調査)より引用)

### 3 河川

市の河川体系は、江戸川、利根運河、坂川の一部の一級河川（国管理）、坂川の一部、今上落、大堀川、富士川の一級河川（千葉県管理）、神明堀、上富士川、諏訪下川、八木川の各準用河川及びその他の普通河川で構成されている。

#### (1) 江戸川

一級河川である江戸川は、深井新田地先から木地先に至る延長約 10.0km の区間が市域に接しており、埼玉県との行政境を画している。

排水施設としては国土交通省管理の今上落排水樋管及び流山排水樋管のほか、排水機場のある施設が 3 カ所設けられている。

#### (2) 利根運河

利根運河は、本市の北端に位置しており、利根川と江戸川を連絡する水運の要路として建設されたもので、柏市との行政界である東深井地先から江戸川との合流部である深井新田地先に至る延長約 4.0km が市域内区間である。

#### (3) 坂川

本市の野々下地先から鰐ヶ崎地先に至る市内延長約 4.0km の河川で、従来かんがい用水路として利用されていたが、都市化の進展に伴い都市河川として改修されている。北千葉導水路としての機能を果たす河川である。

#### (4) 今上落

本市の深井新田地先から流山 1 丁目地先の江戸川との合流点に至る延長約 6.7km の河川で、都市河川及び農業用水路として利用されている。

#### (5) 大堀川

本市の美田地先から手賀沼に至る延長約 7.0km の河川で、周辺の開発に伴い都市河川として改修が進められている。

#### (6) 富士川

本市の前ヶ崎地先から芝崎地先に至る延長約 3.7km の河川で、周辺の開発に伴い都市河川として改修が進められている。農業排水路としても利用されている。

#### (7) 準用河川上富士川

本市の前ヶ崎地先に位置し、富士川に至る延長約 0.4km の河川で、都市排水の機能を果たしている。

#### (8) 準用河川神明堀

本市の木地先から松戸市に至る市内延長約 0.73km の河川で、都市排水の機能を果たしている。

### (9) 準用河川諏訪下川

本市の東深井地先と柏市大青田地先の市境に位置し、延長約 0.1km の河川で都市排水の機能を果たしている。

### (10) 準用河川八木川

本市の野々下地先から坂川に合流するまでの延長約 0.1km の河川である。

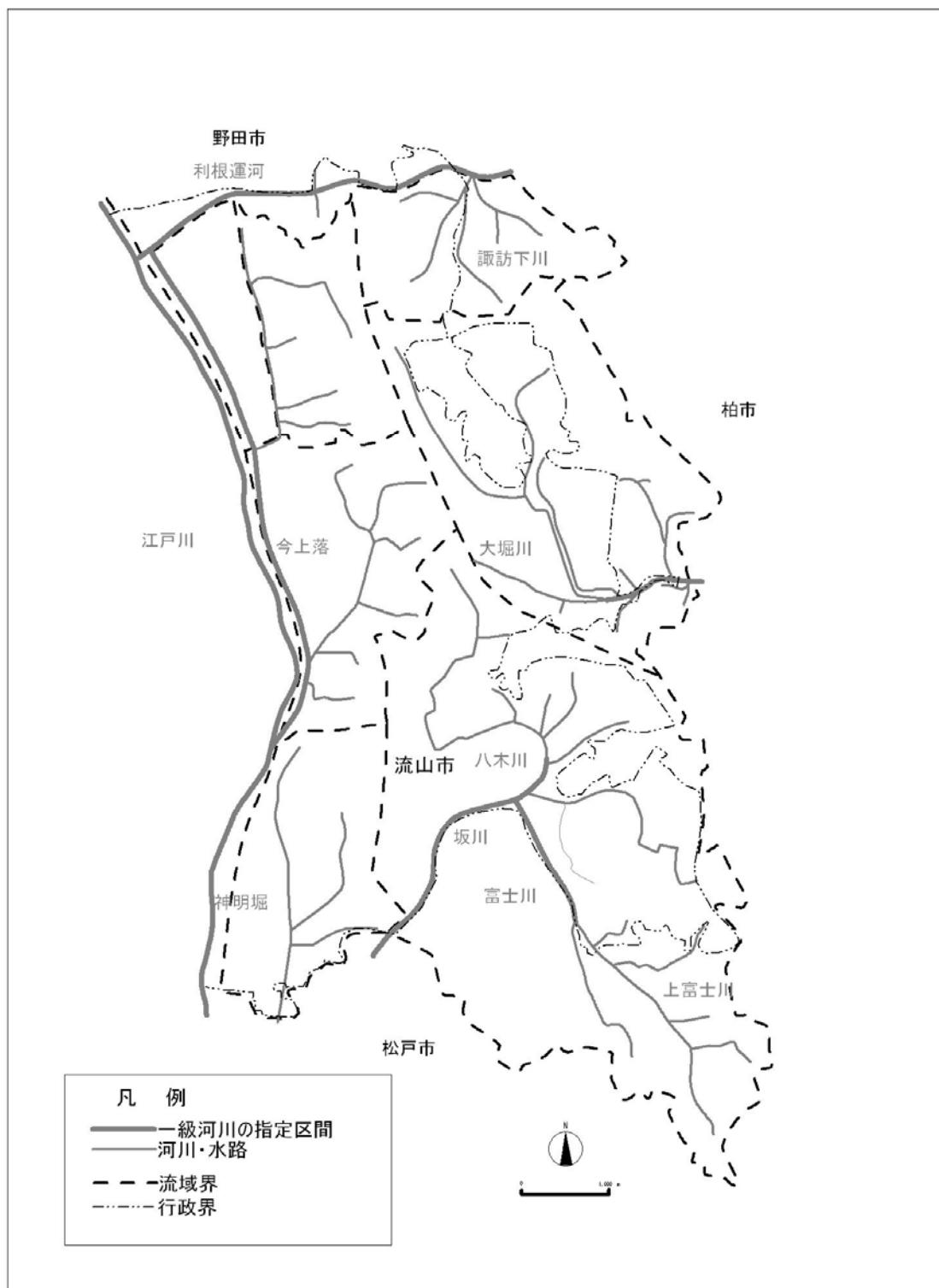


図 1-5-3 流域図

## 第2 地質

本市域の地質区分を図に示す。房総に分布する主な地層とその対比を表に示す。市の大部分を占める「下総台地」は、更新世の下末吉期の海進時に形成された、砂がちの海成層からなる下総層群（成田層群）と、その上位の層厚2~5mの関東ローム層によって構成されている。

それを浸食して形成された低地には、完新世の軟弱なシルトや砂が堆積している。本市中心部は、ローム、シルト質砂、砂などで埋め立てられ、人為的な軟弱地盤となっている。

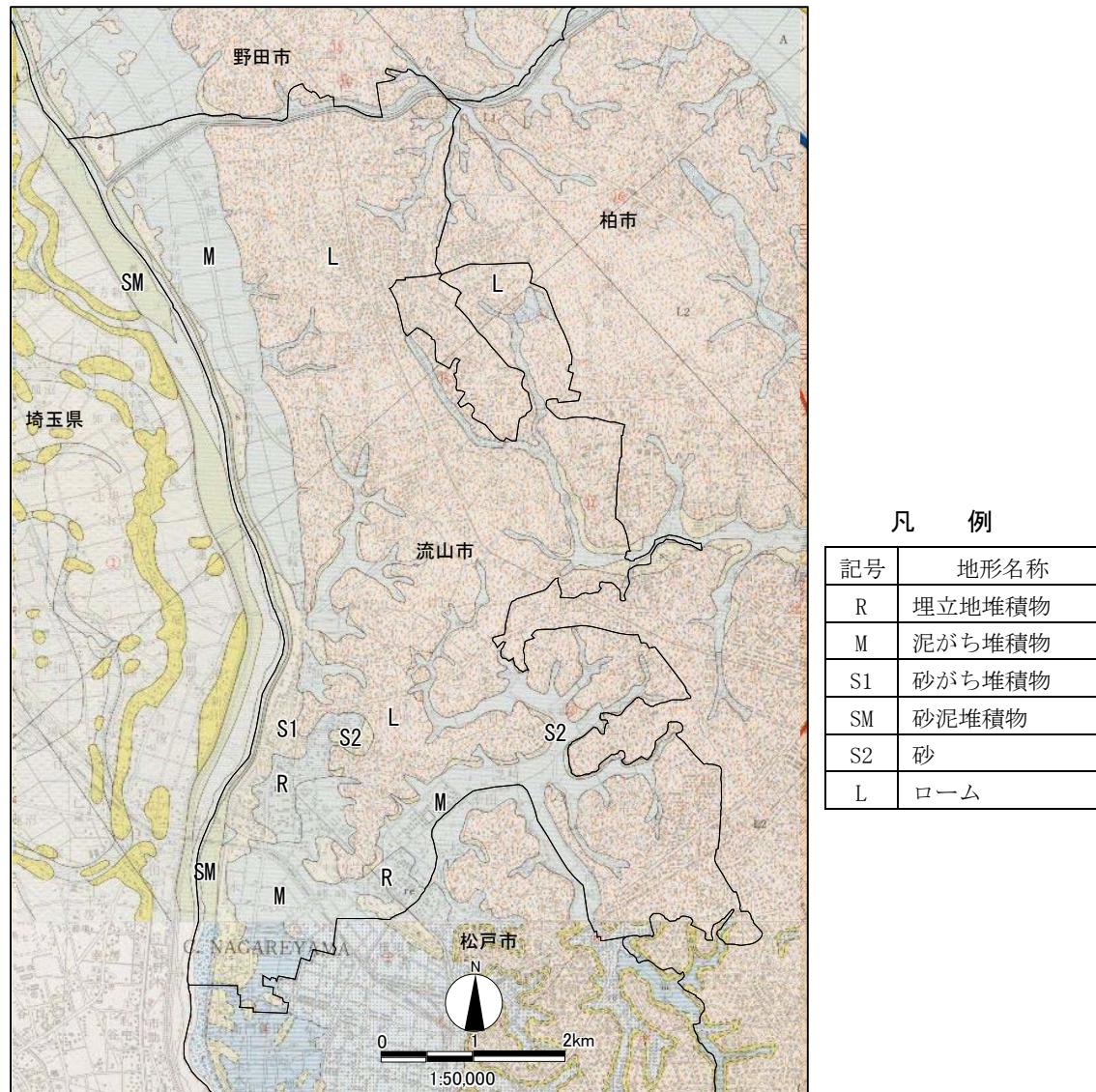
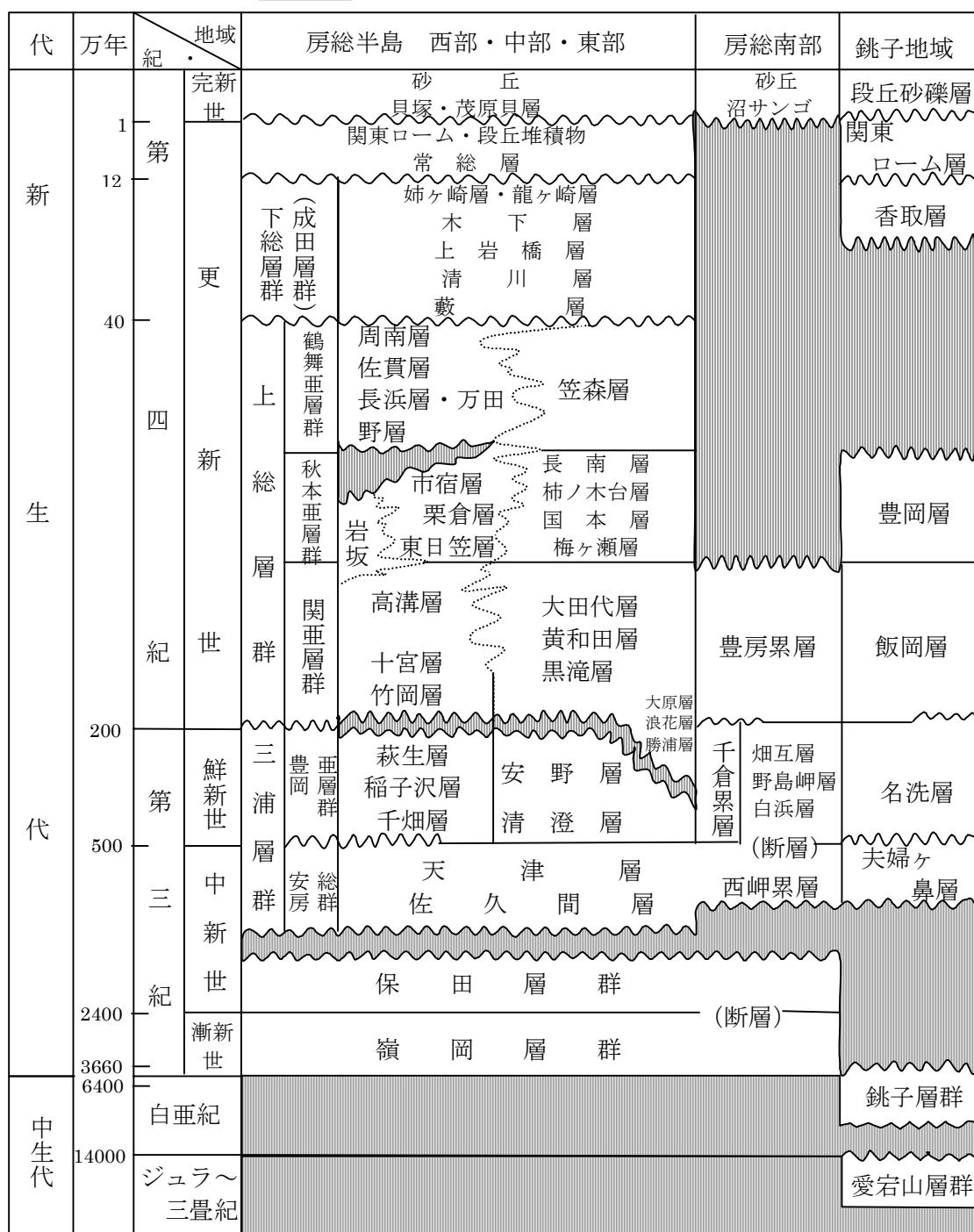


図1-5-4 表層地質図

(土地分類基本調査「野田」(昭和53年調査)、  
「東京東北部・東京東南部」(昭和58年調査)より引用)

表 1-5-1 房総に分布する主な地層とその対比



(「千葉県 地学のガイド」森重出版(株)より)

### 第3 気象

本市の気候は、関東中部の内陸性気候に支配されるため、四季を通じて気温の変化はあるが、寒暑とも激しくなく、一般に温暖で適度の雨量に恵まれている。

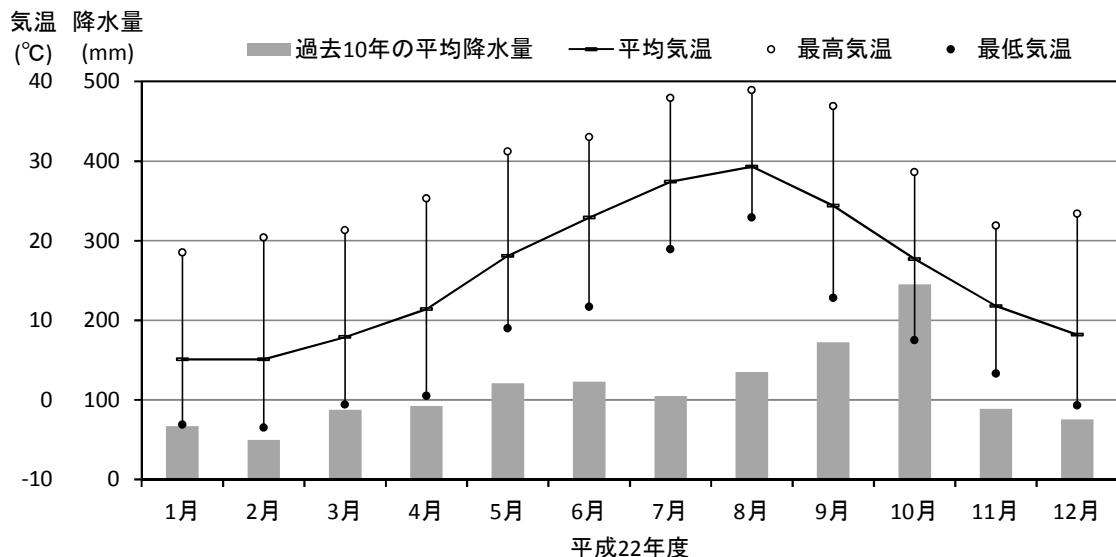


図 1-5-5 年間の降水量と気温の分布

《資料 90 市の気象の概況》

### 第4 社会環境

#### 1 人口及び世帯

都心から 25km 圏内という立地条件や交通機関の整備、住宅地の造成による都市化の進展により、流山市の人口は、昭和 30 年代から昭和 50 年代後半にかけて急激に増加し、平成 10 年代に鈍化したが、平成 18 年以降に再び増加傾向に転じている。市の人口（常住人口）は平成 24 年に約 16.6 万人となっている。

平均世帯人員（一世帯当たり平均人口）は、徐々に減り続け、平成 24 年は 2.50 人となった。平成 22 年の国勢調査では、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の合計は平成 17 年に約 8.5 千世帯であったが平成 22 年には約 11.4 千世帯と 5 年で 1.34 倍と急増している。

また、平成 24 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳によると、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が 64.6%（全国平均 63.3%）とやや高い反面、老人人口（65 歳以上）は 21.5%（全国平均 23.7%）と低く、相対的に若い人口構成となっているが、出生率の低下等により、年々高齢化が進んでいく。今後もその傾向は続くものと見込まれる。

《資料 91 市人口の推移》

## 2 交通体系

市の交通体系は、主要地方道松戸・野田線（県道）と東武鉄道野田線を骨格として形成されており、県道がこれを補完する形で埼玉県三郷市及び柏市・松戸市・野田市と結んでいる。また、市をとりまく広域幹線交通としては、JR 常磐線、JR 武蔵野線、つくばエクスプレス、流鉄流山線、常磐自動車道、国道 6 号及び国道 16 号が挙げられる。

### (1) 道路

市の道路網については、常磐自動車道が市の北部地域を東西に横断しており、平成 4 年に開設した常磐自動車道流山インターチェンジにより、道路交通の利便性が飛躍的に向上した。

また、主要地方道松戸・野田線（県道）が市域を南北に縦貫する道路体系の主軸となっており、市域北部を市道 118 号線（旧県道）が縦貫している。また、これらと直交する東西の主要幹線として、柏・流山線、守谷・流山線、草加・流山線等の県道がある。

### (2) 鉄道

市の鉄道網については、東武鉄道野田線が市域中央部や東側をほぼ南北に縦貫し、柏駅で JR 常磐線に接続している。平成 17 年に開通したつくばエクスプレスは、茨城県つくば市と東京都千代田区（秋葉原）を結ぶ新線で、東武鉄道野田線、JR 武蔵野線と交差する流山おおたかの森駅、南流山駅での乗換が可能であり、流山市の新たな動脈となっている。

JR 武蔵野線と流鉄流山線は市の南西部地域を通り、JR 武蔵野線は JR 常磐線の新松戸駅と、流鉄流山線は馬橋駅で接続している。

## 3 産業

### (1) 製造業

流山市は、みりん醸造業を中心として早くから発展したが、昭和 40 年代以降日本の各地で進められた工業化の波は、本市の場合特に目立った形で受けていない。市は、比較的小規模な企業を中心に発展してきたため、経営基盤の弱い中小企業が多く見受けられる。

近年、工業の発展と住環境の保全のため、工業団地の整備や環境管理システムの構築を促進し、工場の集約化と団地化を進めている。

今後は、近年の急激な社会経済情勢の変化に対応し、かつ、本市に適合する新たな産業の創造が必要と考え、中小企業の経営基盤の強化や近代化等を支援するとともに、東葛テクノプラザや周辺大学等の産業情報の交換や先端技術の導入を図りながら、「産・学・官」による新たな産業の創造に努めている。

### (2) 商業

市の消費購買力は、全体的には近隣都市の大型商業圏への流出が続いている状況であるが、近年、つくばエクスプレスおおたかの森駅に隣接した大型商業施設の開業に伴い、市外への流出が減少傾向にある。

また、個性と魅力ある商店街づくりの促進と地域に根ざした商店街の活性化を目指すとともに、既存商業地と新たな商業核を含めた商業地間の情報ネットワークの構築、及び高齢者や障害者等が安心して買物ができる商業地の整備を推進し、消費者サービスの向上とバリアフリー化に努めている。

### (3) 農業

農地は、市街地における延焼遮断帯としての機能や災害時の緊急の避難場所等、防災上のメリットが高い。しかし、農業を取り巻く環境は、農地の減少や後継者不足といった課題を抱えており、本市においても例外ではない。農家戸数は依然として減少傾向にあり、農地の他用途への転用が進んでいる。

一方、首都近郊に位置していることから、本市では、市場の近接性を生かした野菜の生産が盛んで、主な作物としては、ねぎ、ほうれんそう、えだまめ等がある。

また、観光農園の梨、ブドウ園等は、身近な行楽としても人気を集めている。

## 4 土地利用

本市の面積は 35.28km<sup>2</sup>で、このうち市街化区域は 21.51km<sup>2</sup>である。一方、市街地を囲む形で市街化調整区域が設定され、農業を中心とした生活と生産の場となっている。

市域の土地利用の現状について地目別の割合をみると、平成 23 年では宅地（住宅地、工業地、商業地等）が 49.2% を占め、田・畠 30.9%、山林 10.0% となっている。

平成 12 年から平成 23 年の 10 年間における土地利用の推移をみると、田・畠・山林が約 1.80km<sup>2</sup> 減少し、宅地が約 1.13km<sup>2</sup> 増加するなど、市域の約 4.8% が都市的土地利用へ転換されている。

## 5 市街地の形成

本市における市街地は、鉄道沿線の各駅を中心に形成されてきた。

東武鉄道野田線江戸川台駅、JR 常磐線南柏駅付近は、昭和 30 年代初頭に宅地造成され、優良な住環境を持つ落ち着いた市街地として発展してきている。

一方、流鉄流山線についても、区画整理事業方式を中心とした宅地造成が進み、特に平和台駅を中心とする地域は地形を活かしたまちづくりが進んだところであり、良好な市街地となっている。

さらに、JR 武蔵野線南流山駅を中心とした市街地については、当時施行の土地区画整理事業としては全国でも大規模といわれる 132ha に及ぶ宅地化が行われた地域である。

このように、旧来からの市街地が自然発生的に生活圏の異なった形で進展し、別々の特性を持つ鉄道沿線に形成してきた。その結果として、市街地が大きく三極に分化しており、まとまりに欠けるといった点は否めない。

この課題に対応するため、つくばエクスプレスと常磐自動車道流山インターチェンジという二つの交通基盤の整備され、市域における交通の要となっている。

今後は、市総合計画の将来都市像である『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』を継承した「都市計画マスターplan」のもと、次のように新しい市街地と既存市街地を有機的に結ぶ都市軸を形成する計画である。

ア 新たな市街地創造軸

本市の新しい市街地形成の基軸となるつくばエクスプレス沿線を、「新たな市街地創造軸」と位置付け、周辺の市街地への新しい都市活動の波及効果を考慮し、市内 640ha において土地区画整理事業を実施するなど、計画的・積極的なまちづくりを推進する。また、この軸上に沿って公園や防災調節池などを整備し、都市と自然が融合したまちづくりを推進する。

特に、流山おおたかの森駅を中心とした約 286ha の土地区画整理事業は、将来の流山の中核としての街づくりを行っている。中心核にふさわしい商業・業務・文化機能等の配置し、市の核となる市街地の形成が期待されている。

イ 地域特性を活かした市街地形成軸

既存市街地の基軸である東武野田線沿線を「地域特性を活かした市街地形成軸」と位置付け、それぞれの地域に残されている多くの自然や歴史、文化の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進する。

## 第5 過去の災害

本市における昭和48年以降の風水害による主な被害状況は、次のとおりである。

**表 1-5-2(1) 昭和48年以降の風水害年表(1/4)**

年月日	台風等の名称	降水 量等 (mm)	床上 浸水 (世帯)	床下 浸水 (世帯)	家屋 被害 (件)	非住家被 害 (件)	崖崩れ (か所)	道路 冠水 (か所)	その他
昭和 48. 7. 25	台風 6 号	—	3	22					
8. 4	大雨	68	7	35					
10. 13	大雨	77	1	29					
11. 1	大雨	55	9	45		1		153	鉄道不通 1 か所 文教施設 1 棟 (ガラス破損)
昭和 49. 7. 10	大雨	72	9	35					
昭和 50. 3. 20	大雨	69	8	35					
4. 21	大雨	79	11	35					
7. 4	大雨	28		32					
7. 21	大雨	—	29	32					ブロック塀倒壊 2 件
10. 5	台風 13 号	72	4						道路亀裂 2 か所
11. 7	大雨	82	7	21				4	道路損壊 1 か所
昭和 51. 6. 15	大雨	40		10					
9. 9	大雨	38		10					
9. 13	台風 17 号	12							道路損壊 3 か所
10. 9	大雨	48	1	10					
昭和 52. 5. 15	大雨	65	5	24					
7. 16	大雨	57	2	39					鉄道不通 1 か所
8. 18 19	大雨	99		37					田冠水 3ha 畑冠水 7.5ha
9. 19	台風 11 号	110.9							
昭和 53. 4. 6	大雨	80.4		57				12	道路冠水延長 3,460m
昭和 54. 10. 7	台風 18 号	77.5		16					
10. 19	台風 20 号	98.3	1	36	8			1	人的被害損傷 2 名 鉄道不通 1 か所
昭和 56. 10. 22 23	台風 24 号	192.3	175	1,084				11	公共建物 2 棟 (ガラス破損) 文教施設 1 棟 (ガラス破損) 道路損壊等 7 か所 鉄道不通 1 か所 通信被害(断線) 15 か所 田冠水 366ha 畑冠水 9ha

表 1-5-2(2) 昭和 48 年以降の風水害年表(2/4)

年月日	台風等の名称	降水量等 (mm)	床上 浸水 (世帯)	床下 浸水 (世帯)	家屋 被害 (件)	非住家被 害 (件)	崖崩れ (か所)	道路 冠水 (か所)	その他
昭和 57. 6. 19 20	雷雨	68.4		9					田冠水 0.36ha 文教施設 1 棟 (フェンス倒壊) 道路損壊等 8 か所
8. 31	大雨	90.1		34					道路損壊 1 か所 鉄道不通 1 か所
9. 12	台風 18 号	185.1	125	1,102				15	田冠水 90ha 文教施設 1 棟 (フェンス倒壊、ガラス破損) 道路損壊 3 か所
9. 25	台風 19 号	53.2		13					
11. 3	大雨	74.8	15	74					文教施設 1 棟 (通路波トタン破損)
昭和 58. 6. 9 10	雷雨	69.2		17				8	鉄道不通 1 か所
7. 27	大雨 降ひょう	87.2		62					
昭和 59. 7. 11	雷雨	101	13	189				9	道路損壊 1 か所
昭和 60. 6. 19 20	大雨	95.7		7				8	道路損壊 1 か所
6. 30 7. 1	台風 6 号	143.6		21				14	畠冠水 21.4ha 道路損壊 2 か所 崖崩れ 1 か所 停電 80 戸
9. 6	雷雨	52	2	17				5	
昭和 61. 8. 4, 5	台風 10 号崩れ の低気圧	228	28	166				29	道路損壊 3 か所 都市下水路法面崩壊 1 か所 農業排水路法面崩壊 1 か所
昭和 62. 8. 18	雷雨	93		12				12	道路損壊 1 か所 停電 136 戸
昭和 63. 4. 8	大雪 (積雪)	85							農産被害 2,841 千円 鉄道不通 2 か所
平成 元. 8. 6	台風 13 号	113		12					
9. 19 20	台風 22 号	96.5		16					
平成 2. 9. 13	雷雨	40.5 (27) <sup>1)</sup>		2				4	道路損壊 1 か所
平成 3. 9. 19	台風 18 号	255 (42) <sup>1)</sup>	26	216		12	10	34	通行止 9 か所 鉄道不通 1 か所 農産被害 181,971 千円

表 1-5-2(3) 昭和 48 年以降の風水害年表(3/4)

年月日	台風等の名称	降水量等 (mm)	床上 浸水 (世帯)	床下 浸水 (世帯)	家屋 被害 (件)	非住家 被害 (件)	崖崩れ (か所)	道路 冠水 (か所)	その他
平成 3. 10. 11 ～ 13	台風 21 号	197.2	1	40		2		7	通行止 1 か所 畠冠水 200ha 農産被害 308,246 千円
平成 5. 8. 27  11. 14	台風 11 号 大雨	237.5 (48.5) <sup>1)</sup> 112	4	170			1	30	道路路肩損壊 4 か所 道路陥没 3 か所 鉄道不通 1 か所 農産被害 3,557 千円
平成 7. 9. 17	台風 12 号	95							倒木 2 か所
平成 8. 9. 6  9. 22	大雨 台風 17 号	121 73.5		2				14	通行止め 16 か所 道路路肩損壊 1 か所 車両水没 2 台 倒木 14 か所 塀の崩壊 1 か所
平成 9. 5. 22 ～ 25	大雨	131.5							
平成 10. 1. 8 9	大雪	50 (積雪)				1			公共施設内壁損傷 1 棟 農業災害 ぶどう棚 1200 坪 パイプハウス 150 坪
1. 14 15	大雪	150 (積雪)				4			公共施設庇の壁破損 1 棟 文教施設雨樋破損 2 棟
8. 28 ～ 31	大雨	121		2			1	23	
9. 15	台風 5 号	83							上耕地運動場及び河川敷野球場グラウンド等の土砂流失
10. 17 18	台風 10 号	38.5							最大瞬間風速 30.9m/s
平成 11. 7. 13 14	大雨	110.5							
7. 21	熱帶性低気圧の影響による大雨	130.5 (123.5) <sup>2)</sup>		96				5	くみ取り 100 件 道路損壊 3 か所 通行止め 4 か所 防災行政無線子局故障 14 か所
8. 13 14	大雨	108.0							河川敷野球場グラウンドの土砂流失
平成 12. 7. 7 8	台風 3 号	171.5		116					

表 1-5-2(4) 昭和 48 年以降の風水害年表(4/4)

年月日	台風等 の名称	降水量 等 (mm)	床上 浸水 (世帯)	床下 浸水 (世帯)	家屋 被害 (件)	非住家 被害 (件)	崖崩れ (か所)	道路 冠水 (か所)	その他
平成 13. 1. 27	暴風雪	—			1				人的被害軽傷者 3 名
6. 7	雷雨に伴う大 雨	26.5							
8. 21 22	台風 11 号	46.0							道路損壊 3 か所
9. 10 11	台風 15 号	88.0		4	1				流山市東深井地区において用 水路の増水により避難勧告 98 世帯 297 名 道路損壊 18 か所
10. 10	大雨	163.5							道路損壊 5 か所
平成 14. 7. 101 1	台風 6 号	51.5							公共施設被害 3,230 千円 農産被害 11,160 千円
9. 12	大雨	45.5 (41.0) <sup>2)</sup>		12					
10. 1 2	台風 21 号	54.0							人的被害軽傷者 1 名(暴風) 道路損壊 1 か所 鉄道不通 1 か所 公共施設被害 8,782 千円 農産被害 115,280 千円
平成 15. 5. 20	大雨	66.5 (49.5) <sup>1)</sup>		5					道路損壊 2 か所
8. 5	大雨	92.0 (71.5) <sup>2)</sup>		8					道路損壊 3 か所
10. 13	大雨	66.0 (50.5) <sup>1)</sup>		9					道路損壊 2 か所 河川損壊 2 か所
平成 16. 10. 8 9	台風 22 号と 秋雨前線に伴 う大雨	241.0	4	47					道路通行止め 7 か所 床上浸水 4 棟 床下浸水 47、倒木 10 本
10. 19 20 21	台風 23 号と 秋雨前線に伴 う大雨	177.5	1	68					道路通行止め 11 か所 自主避難 2 名
平成 17. 8. 12 13	大雨	65.5		1					
8. 25 26	台風 11 号	74.0							自主避難 1 名
平成 20. 8. 30	大雨	127.0 (153.0) <sup>3)</sup>	14	142					土砂崩れ 3 カ所

注) 1)時間最大降水量。

2)市消防本部北消防署の雨量データ。

3)市消防本部東消防署の雨量データ。他の降雨量等のデータは、市消防本部の測定値である。

#### (1) 昭和 56 年台風 24 号

昭和 56 年 10 月 22 日から同 23 日未明にかけて襲來した台風 24 号は、192.3mm の降雨量となり、市内の坂川、富士川、大堀川、準用河川上富士川、同神明堀その他水路が氾濫し、床上浸水 175 世帯等の被害を生じ、本市のほか、市川市、船橋市、松戸市、柏市、我孫子市及び浦安市に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）（災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 2 号）が適用された。

#### (2) 平成 3 年台風 18 号

平成 3 年 9 月 19 日に襲來した台風 18 号は、255.0mm の降雨量となり、床上浸水 26 世帯、床下浸水 216 世帯、道路冠水 34 路線、道路通行止 9 路線、崖崩れ 10 か所等の被害が生じた。

#### (3) 平成 3 年台風 21 号

平成 3 年 10 月 12 日に襲來した台風 21 号は、10 月 6 日から停滞していた秋雨前線を刺激し、雨が降り始めた 10 月 6 日から台風が通過した 10 月 14 日までの 9 日間に、市の総降水量は多いところで 305.7mm（台風 21 号そのものによる降水量は多いところで 197.2mm）に達し、床上浸水 1 世帯、床下浸水 40 世帯、道路冠水 7 路線、富士川 3 号橋の橋台の後部護岸が侵食（通行止）される被害のほか、畑の冠水による農作物の減収等の被害をもたらした。

また、長雨のため地下水が飽和状態となり、台風通過後、数日間にわたって低地地域に水が溜まり浸水するケースや、湧き水による床下浸水などの現象が出現した。

#### (4) 平成 10 年台風 5 号

平成 10 年 9 月 15 日から 16 日にかけて襲來した台風は、83mm の総降雨量となり、諏訪下川が氾濫した。また、江戸川の水位が 9 月 17 日午前 3 時には警戒水位(7.1m)を越える 7.23m を記録し、河川敷野球場が大きな被害を受けた。

#### (5) 平成 11 年熱帯性低気圧の影響による大雨

平成 11 年 7 月 21 日の熱帯性低気圧の影響による大雨では、消防本部で 56mm、中央消防署東分署で 27mm の総降雨量に対し、北分署（当時）では 130mm の総降雨量を記録し、床下浸水 96 世帯、道路冠水 5 か所、通行止め 4 か所、道路損壊 3 か所、くみ取り 100 件の被害のほか、落雷により 14 か所の防災行政無線子局が故障する被害をもたらした。

#### (6) 平成 13 年雷雨に伴う大雨

平成 13 年 6 月 7 日に防災業務支援情報から、夕方を中心に時間 20mm 前後の強い雨が降る情報が出された。同日 16 時 48 分には千葉県北西部大雨洪水警報が発令され、消防本部では 26mm、北消防署 24mm、中央消防署東分署 26mm、中央消防署南分署 44.5mm の総雨量を記録し、道路冠水 5 か所の被害をもたらした。

#### (7) 平成 13 年台風 11 号

平成 13 年 8 月 20 日から 22 日にかけて台風 11 号が接近した。消防本部で 46mm、北消防署 55mm、中央消防署東分署 60.5mm の総雨量を記録し、道路損壊 3 か所、倒木 2 か所(市野谷、思井)の被害をもたらした。

#### (8) 平成 13 年台風 15 号

平成 13 年 9 月 11 日 11 時頃から風が強くなり、13 時ごろをピークに次第に弱まった。中央消防署南分署で 67mm の総雨量を記録した。

江戸川の増水に伴い利根運河も増水し、東深井地先諏訪下川の樋門を閉鎖したところ、川の水が溢水し、市営住宅大橋団地(1~4 号棟)の床下浸水、集会所の床上浸水となり、大橋団地内 98 世帯 297 名に避難勧告が出て、老人福祉センター、東深井福祉会館に避難した。

避難所には 33 世帯 85 名が避難し、毛布、非常用食料、飲料水が支給された。

建設協会等の協力を得て、水中ポンプで排水作業が行われた。

#### (9) 平成 13 年大雨

平成 13 年 10 月 10 日、消防本部で 163.5mm、北消防署 64mm、中央消防署東分署 170mm、中央消防署南分署 134mm の総雨量を記録し、道路損壊 5 か所の被害をもたらした。

#### (10) 台風 22 号と秋雨前線に伴う大雨

平成 16 年 10 月 9 日 1 時から時間雨量が 20mm を超える強い雨が降り出し、日中には台風の通過に伴い強風となった。総雨量は消防本部で 241.0mm、北消防署で 247.0mm の総雨量を記録した。

大雨により、道路通行止め 7 か所、床上浸水 4 棟、床下浸水 47 棟の被害をもたらしたほか、強風により、倒木 10 本の被害をもたらした。また、平和台 1 号公園では、高さ 10m、延長 13m に渡り表層崩壊が発生したが、いずれも人的被害はなかった。なお、道路冠水箇所のうち、5 か所について土嚢の要請を行った。

**(11) 平成20年8月30日夜の大雨・洪水**

平成20年8月30日午後6時7分、東葛飾地域に大雨洪水警報が発令され、野々下地先国土交通省雨量計で日雨量が160ミリメートル、特に、午後8時から10時までの2時間で140ミリメートル、午後9時から10時の間で時間当たり97ミリメートルと記録的な雨量を記録した。大雨により、床上浸水14世帯、床下浸水142世帯、市立東部中学校の道路沿い法面等土砂崩れ3箇所の被害をもたらした。

